



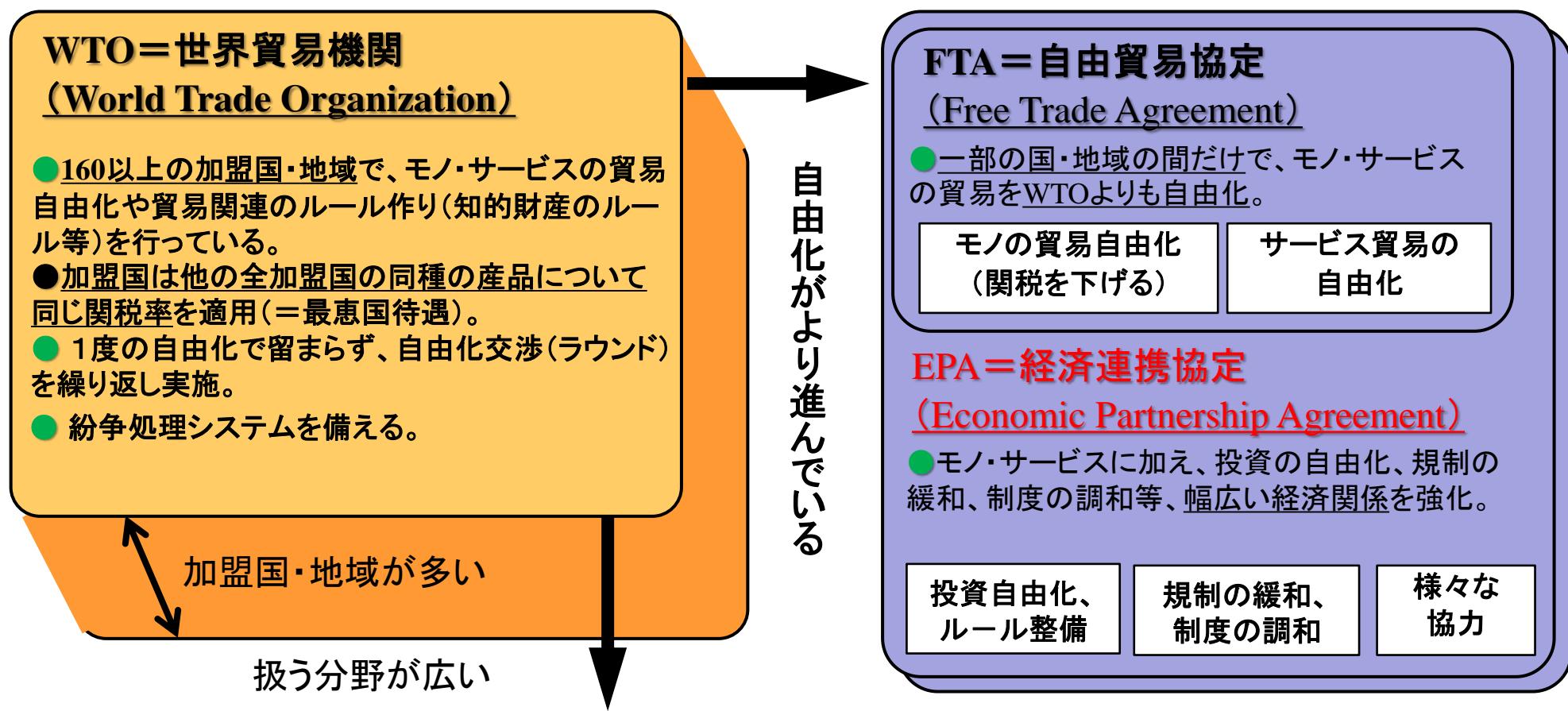
TPP協定及び経済連携協定の概要

大 阪 稅 関
平成28年6月3日

目次

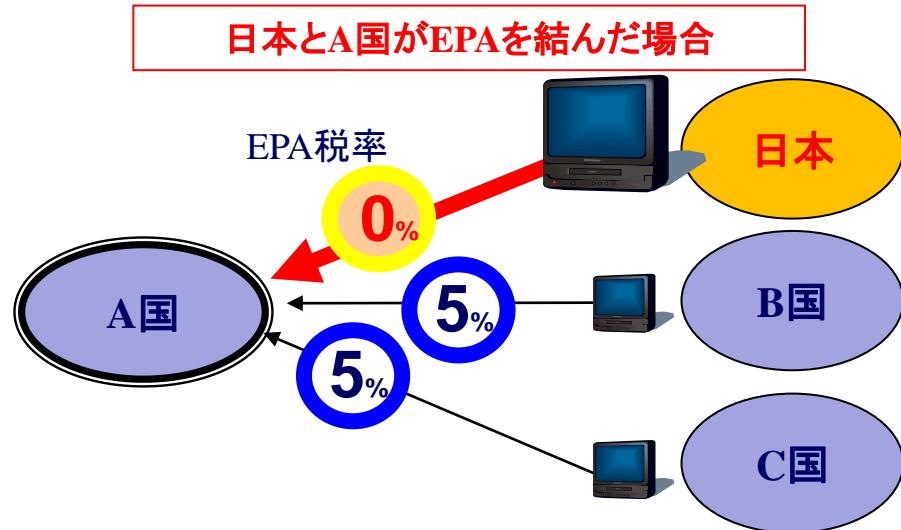
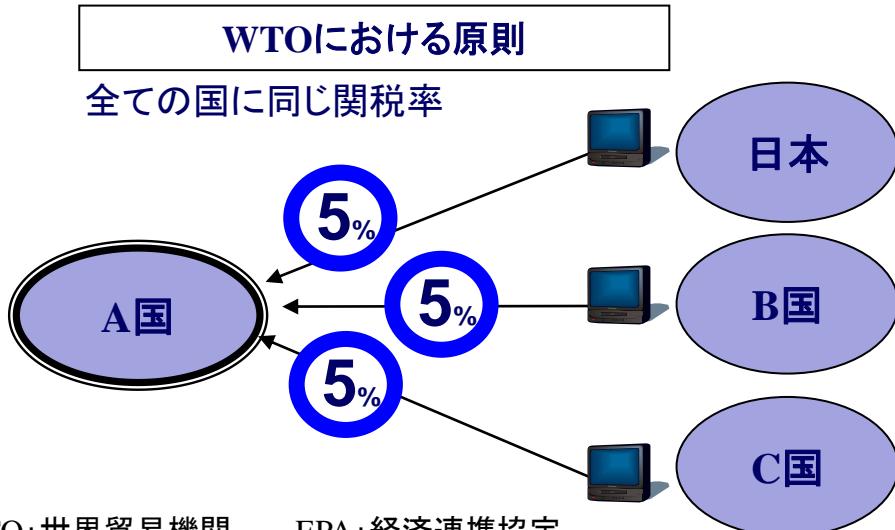
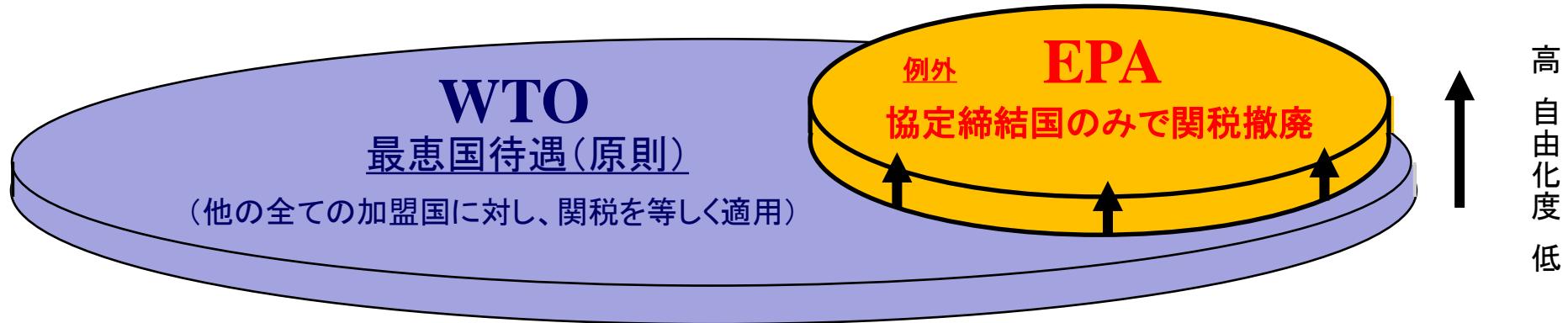
(1) WTOとEPA/FTAの関係	1
(2) EPA税率の例	3
(3) 各国との交渉中EPAの進捗状況	5
(4) 日本の貿易総額に占める国・地域別割合	7
(5) EPA税率の適用を受けるためには	8
(6) EPA税率利用までのプロセス	12
(7) TPP協定の意義	19
(8) TPP協定の効果	20
(9) TPP交渉参加各国の関税撤廃率	21
(10) TPP税関当局及び貿易円滑化の概要	22
(11) TPP協定の概要	23
(12) TPP協定の経済分析	24
(13) 総合的なTPP関連政策大綱	25
(14) 法案の概要	26
(15) TPP税率の適用を受けるためには	28
(16) TPP原産地規則について	29

(1) WTOとEPA/FTAの関係①



(1) WTOとEPA/FTAの関係②

経済連携協定(EPA)では、協定を締結した国同士の貿易について、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。(WTOの下での一般的な関税の取扱いの例外)



(2) EPA税率の例①

EPAでは、締約国間で、輸入についても輸出についても、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。

輸入の例

WTO税率

輸出国	商品例	通常の税率 (MFN税率)	EPA税率
マレーシア	プラスチック製包装用品	3.9%	0%
チリ	マスのくん製	10.0%	
タイ	エビの調製品	5.3%	
スイス	コーヒー	12.0%	
ベトナム	木製建具	2.0%	
オーストラリア	あわび	7%	

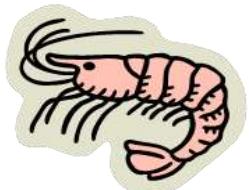
例えば…

EPAを利用してタイからエビの調製品を1,000万円分日本に輸入した場合、

通常の税率(MFN税率)の場合: $1,000\text{万円} \times 5.3\% = 53\text{万円}$

日タイEPA税率を利用する場合: $1,000\text{万円} \times 0\% = 0\text{円}$

 EPAを利用すると、**53万円**の関税が免除される。



(2) EPA税率の例②

EPAでは、締約国の中で、輸入についても輸出についても、一般的な関税率よりも**低い関税率を適用**することが認められています。

輸出の例

日本からの輸出先	商品例	通常の税率(MFN税率)	WTO税率 EPA税率
シンガポール	ビール	16シンガポール\$／L	0%
メキシコ	乗用車	20.0%	0%
フィリピン	電子レンジ	3.0%	0%
インドネシア	ブルドーザー	10.0%	0%
インド	衣類	10.0%	0%
ペルー	テレビ	6%	0%

例えば…

EPAを利用して日本からフィリピンに1台2万円の電子レンジを1万台輸出した場合、

通常の税率(MFN税率)の場合 : $2\text{万円} \times 1\text{万台} \times 3\% = 600\text{万円}$

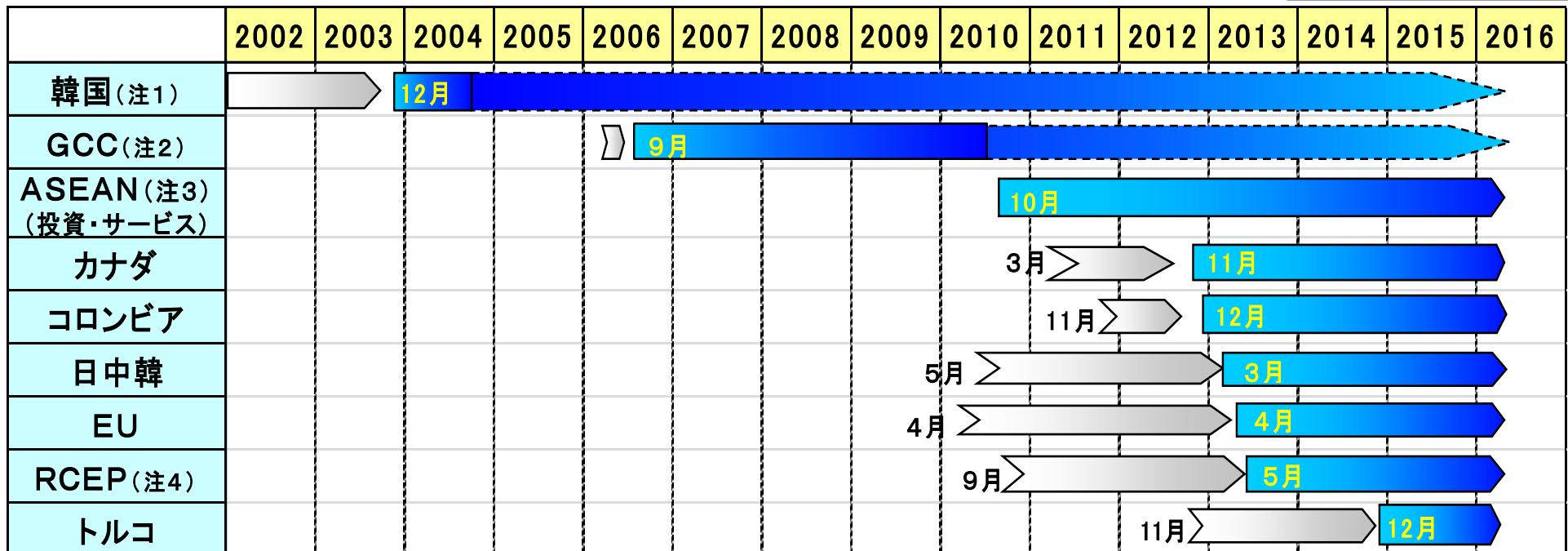
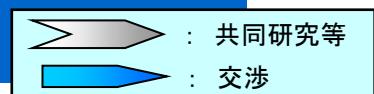
日フィリピンEPA税率を利用する場合 : $2\text{万円} \times 1\text{万台} \times 0\% = 0\text{円}$



EPAを利用すると、**600万円**の関税が免除される。

(3) 各国との交渉中EPAの進捗状況①

(2016年5月時点)



※発効又は署名済みEPA

シンガポール	2002年11月発効 (2007年9月改定)	フィリピン	2008年12月発効
メキシコ	2005年 4月発効 (2012年4月改定)	スイス	2009年 9月発効
マレーシア	2006年 7月発効	ベトナム	2009年10月発効
チリ	2007年 9月発効	インド	2011年 8月発効
タイ	2007年11月発効	ペルー	2012年 3月発効
インドネシア	2008年 7月発効	豪州	2015年 1月発効
ブルネイ	2008年 7月発効	モンゴル(注5)	2015年 2月署名 (未発効)
ASEAN(物品貿易)	2008年12月発効	TPP(注6)	2016年 2月署名 (未発効)

(注1)日韓EPA：1998年からシンクタンクによる共同研究を経て、2004年11月以降、交渉中断。

(注2)GCC(湾岸協力理事会)：アラブ首長国連邦、オマーン、カタール、クウェート、サウジアラビア、バーレーン(計 6か国)。2009年以降、交渉延期。

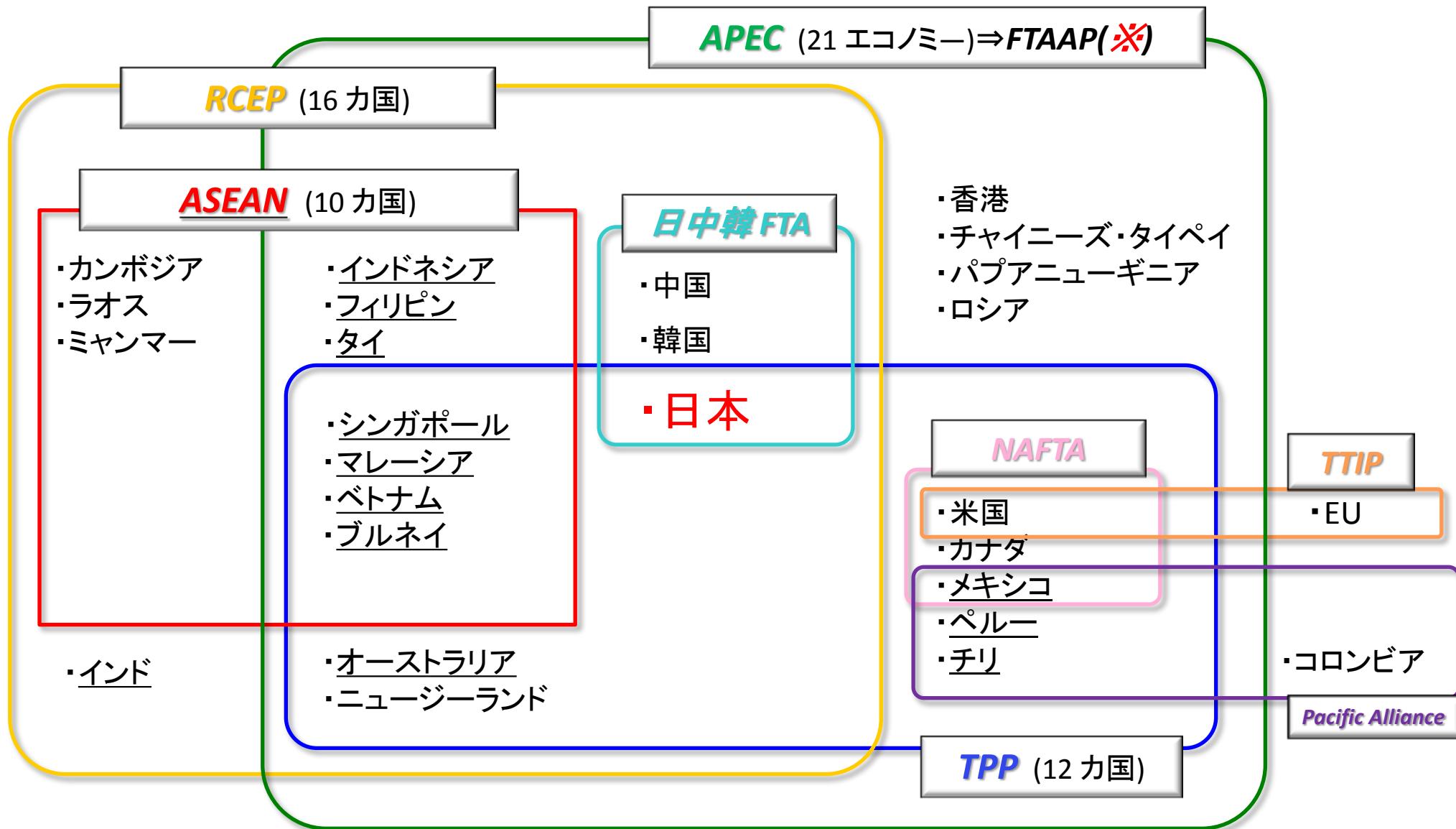
(注3)日・ASEAN包括的経済連携協定：物品貿易については署名・発効済(インドネシアとの間では未発効)であるが、投資・サービスについては、2010年から交渉中。

(注4)RCEP(東アジア地域包括的経済連携)：ASEAN加盟国(インドネシア、カンボジア、シンガポール、タイ、フィリピン、ブルネイ、ベトナム、マレーシア、ミャンマー、ラオス)、日本、中国、韓国、豪州、ニュージーランド、インド(計 16か国)。

(注5)2016年6月7日発効予定。

(注6)TPP(環太平洋パートナーシップ)：シンガポール、ニュージーランド、チリ、ブルネイ、米国、豪州、ペルー、ベトナム、マレーシア、カナダ、メキシコ、日本(計12か国)。

(3) 各国との交渉中EPAの進捗状況②



※FTAAPについては2014年11月APEC首脳宣言において実現に向けた共同研究の立ち上げが決定された。

注: 我が国とのEPA: 発効済

(4) 日本の貿易総額に占める国・地域別割合

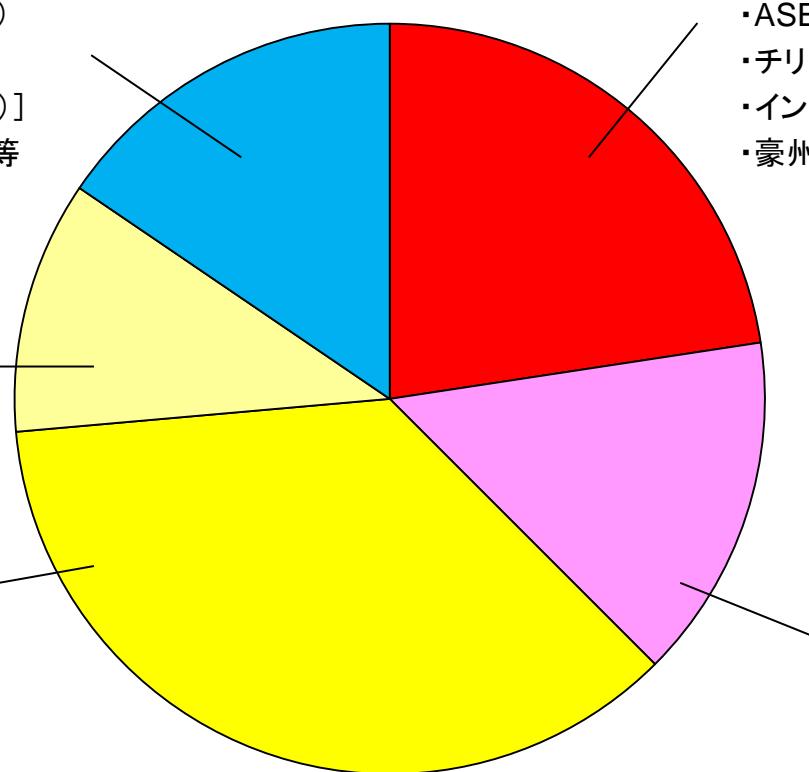
15.5% その他

- ・台湾(4.3%)
- ・香港(2.7%)
- ・ロシア(2.3%)
- ・メルコスール(1.3%)
- [うち ブラジル(1.0%)、アルゼンチン(0.1%)]
- ・イラン(0.4%)
- ・南アフリカ共和国(0.6%) 等

47.3% 交渉中

- ・GCC(10.9%)
- ※2009年以降、交渉延期

- ・中国(20.5%)
- ・韓国(5.7%)
- ・EU(9.9%)
- ・トルコ(0.2%)
- ・コロンビア(0.2%)



84.5% EPA発効済・交渉段階の国・地域

22.3% 発効済

- ・ASEAN(14.7%)
- ・メキシコ(1.0%)
- ・チリ(0.7%)
- ・スイス(0.7%)
- ・インド(1.0%)
- ・ペルー(0.2%)
- ・豪州(4.2%)

(ASEAN メンバーのうち二国間
EPAも発行済の国)

- ・タイ(3.5%)
- ・インドネシア(2.7%)
- ・マレーシア(2.9%)
- ・ベトナム(1.8%)
- ・フィリピン(1.3%)
- ・ブルネイ(0.3%)
- ・シンガポール(1.9%)

14.9% 署名済

- ・米国(13.3%)
- ・カナダ(1.3%)
- ・ニュージーランド(0.3%)
- ※TPP交渉参加国
- ・モンゴル(0.02%)

【参考】主要国のFTA比率^(注)(2015年6月現在 発効・署名済のもの)

日本:22%、米国:40%、EU:30%、韓国:62%、中国:30%

(注)FTA比率:FTA相手国(発効済国又は署名済国)との貿易額が貿易総額に占める割合

(出典)貿易額は、日本は財務省貿易統計(2014年)、他国はIMF Direction of Trade Statistics(2014年)より作成。